サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却に関する明細書

(平成 令和 年分)

氏名			
八石			

サー	ービ	ス付き高齢者向け賃貸住宅の種類	1	建物・建物附属	属設備	建物・建物附	属設備	建物・建物附	属設備
	家	屋の構造又は設備の名称	2						
	細	目 及 び 耐 用 年 数	3	(年)	(年)	(年)
	同	上 の 所 在 地	4						
\-de	取	得 等 年 月 日	(5)		•		•	•	•
適	新夠	薬等の後、最初に事業の用に供した年月日	6	•	•		•		•
用	建	物 全 体 の 床 面 積	7		m²		m²		m²
	貸	家部分の床面積 (⑦に占める割合)	8	m²	%	m²	%	m²	%
要	サー賃	- ビス付き高齢者向け 貸住宅の床面積 (⑦に占める割合)	9	m²	%	m²	%	m²	%
件	家	屋及び建築物の区分	10	共同住宅・	長屋	共同住宅・	長 屋	共同住宅・	長 屋
fafa				m²	戸	m²	戸	m²	戸
等	等 各独立部分ごとの床面積		11)	m²	戸	m²	戸	m²	戸
				m²	戸	m²	戸	m²	戸
	該	当する各独立部分の戸数	12		戸		戸		戸
	都	道府県知事の登録年月日	13	•	•	•	•	•	•
	建	建物全体の取得価額(償却保証額)	14)	(円)	(円)	(円)
	物	償却の基礎となる金額	15		円		円		円
	全体	償 却 方 法	16						
	の			0.		0.		0.	
償	償却	使 用 可 能 期 間	18	月12		<u>月</u> 12	-	12	月
却	費	費 貸家部分 (⑮×⑰×⑱×⑧)	19						
費	の計算	建物全体の償却費 サービス付き高齢者 向け賃貸住宅の部分 (⑤×⑰×⑱× (1-⑧%)	20						
の	部割	賃貸住宅の償却費 (⑮ × ⑰ × ⑨ %)	21)						
計		^分 増 割 増 償 却 率		100		100		100	
算	の償			<u>月</u> 12		月 12		月 12	
	算却	割増償却分(⑪×⑫×⑬)	24						
	 普通償却費の額 ①× (1- ②m²/③m²/③m²) ②× (®-②) 		25		円		円		円
			26						
	本年分の償却費の額(29 + 29 + 29)								
参	建物全体の償却費の累計								
	(② + ② + 前年までの償却費の累積額)本年末の未償却残高(④ − ②)								
	そ	の他参考となる事項	30						

サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却に関する明細書

この明細書は、平成29年改正前の租税特別措置法(以下「旧措法」といいます。)第14条第1項(平成25年 改正前の租税特別措置法(以下「平成25年前旧措法」といいます。)第14条第1項に係る部分を含みます。) の適用を受ける場合に使用します。

なお、この制度の対象となるのは、平成29年3月31日以前に取得等をしたサービス付き高齢者向け賃貸住宅 になります。

また、所有権移転外リース取引により取得したサービス付き高齢者向け賃貸住宅については、この制度の適用はありません。

1 記載要領

- (1) 「①」欄は、そのサービス付き高齢者向け賃貸住宅が「建物」又は「建物附属設備」のいずれの種類に 該当するかの区分に応じ、それぞれ該当するものを○で囲みます。
- (2) 「②」欄には、建物についてはその構造を、建物附属設備についてはその設備の名称を記載します。
- (3) 「③」欄には、耐用年数省令別表第一に基づき、その細目を記載します。また、() 内には、新築の時の耐用年数を記載します。
- (4) 「⑩」欄は、それぞれ該当するものを○で囲みます。
- (5) 「⑪」欄には、各独立部分の床面積を記載します。
- (6) 「⑫」欄には、平成29年改正前の租税特別措置法施行令第7条第1項に規定する要件に該当する各独立 部分の戸数を記載します。
- (7) 「⑬」欄には、高齢者の居住の安定確保に関する法律第6条第1項に規定する登録をした旧措法第14条第1項の適用を受けるサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る登録年月日を記載してください。
- (8) 「⑭」欄には、取得等をした建物又は建物附属設備全体の取得価額を記載します。
- (9) 「②」欄の分子には、旧措法第14条第1項に規定するサービス付き高齢者向け賃貸住宅の新築時における耐用年数が次のいずれに該当するかの区分に応じ、それぞれ次の割増償却率を記載します。
 - イ 耐用年数が35年以上である場合

平成28年4月1日から平成29年3月31日までに取得した場合 … 「114」

平成 27 年 4 月 1 目から平成 28 年 3 月 31 日までに取得した場合 … 「120」

平成 27 年 3 月 31 日以前に取得した場合 … 「140」

ロ 耐用年数が35年未満である場合

平成28年4月1日から平成29年3月31日までに取得した場合 … 「110」

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに取得した場合 … 「114」

平成 27 年 3 月 31 日以前に取得した場合 … 「128」

- (10) 「③の」欄には、その対象資産がサービス付き高齢者向け賃貸住宅に該当するものであることを判定する上で参考となる事項を記載してください。
- 2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠法令等

旧措法第14条、平成25年前旧措法第14条